

福岡県公報発行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第十七号

福岡県公報発行規則の一部を改正する規則

福岡県公報発行規則（昭和四十一年福岡県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二項を第四項とし、第一項を第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

公報の発行は、公報に登載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く措置をとることにより行うものとする。

2 事故その他特別の事情により前項の措置をとることができないときは、同項の規定にかかわらず、公報に登載すべき事項を記載した書面を一般の閲覧に供することにより公報の発行を行うことができる。

第六条第二項第一号中「第三条第一項各号」を「第三条第三項各号」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。